

飼い 犬・猫が

行方不明 になったら...



動物指導センター
にすぐ連絡を!

TEL: 0296-72-1200

受付時間 平日 8:30~17:15

いっそう
逸走届(いなくなった)と保護届
(保護している)の受付を行って
います。警察署や市町村にも
連絡しましょう!

※保護した人が警察署や市町村に届出することもあります。

インターネットで 確認できます。

※インターネットの検索サイトで
「茨城県動物指導センター」
と入力のうえ「犬猫の収容および保護情
報等」の欄をご確認下さい。

- 更新は受付・保護した日の夕方です。
- 土日・祝日の更新は行っておりません。

飼い主の義務

- 犬**
- ・犬の登録(生涯1回)
 - ・鑑札を着ける
 - ・狂犬病予防注射の実施(毎年1回)
 - ・狂犬病予防注射済票を着ける
 - ・犬をつないで飼う

- 猫**
- ・屋内飼いに努める

センターからの メッセージ

所有者を明確にするため、飼い犬猫
には首輪に迷子札をつけたり、
マイクロチップを入れましょう。

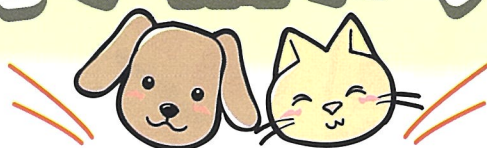
センターで収容(保護)した犬猫は、
所定の収容期間を過ぎると処分となり
ます。

「いつか戻ってくるだろう」と安易に
考えている間に、処分されてしまうか
もしれません。行方不明になったら、す
ぐに届出をして下さい。

茨城県動物指導センター 笠間市日沢47

茨城県動物指導センターでは、行方不明の犬猫を
捜している飼い主さんや、迷い込んできた犬猫を保
護している人からの届出を受け、ホームページで
情報提供を行っています。

飼い犬・飼い猫からのお願い



私たちが迷子にならないために
迷子札を付けてください。

飼い主のもとに戻るためには迷子札は必要です。
着票することは、飼い主のマナーです。

犬や猫は、こんな場合に逃走します。

- 発情により興奮して
- 雷の音に驚いて
- 花火があがっているとき
- 台風のときの風や雨の音で
- 玄関を開けた瞬間に



迷子札(所有の表示)には、こんなものがあります。

1

鑑札と狂犬病予防注射済票(犬の場合)

犬の所有者は、鑑札と注射済票を犬に付けておかなければなりません。

(付け方)



2

名札

飼い主の連絡先(住所・氏名・電話)を記入したものを首輪に付けてください。



3

マイクロチップ(登録機関への手続きが必要です。)

獣医師が、犬・ネコの頸部にチップを埋め込みます。チップのデータを専用のリーダーで読み取り、データベースに照会すると飼い主が判明します。



迷い犬・迷い猫の問合せ先(保護・迷子ダイヤル)

受付時間
8:30~17:15
(平日のみ)

茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200

〒309-1606 茨城県笠間市日沢 47 FAX 0296-72-2271

茨城県 動物

検索